

しながわ

平成24年(2012)
11/26
1852号

**選挙
特集号**

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

12月16日(日)

東京都 知事 選挙 投票日



投票時間は
午前7時～午後8時

問い合わせ／品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845



平成23年度東京都明るい選挙啓発ポスターコンクール
優秀賞 堀内凛々香さん (日野学園3年)

品川区で投票できる方

平成4年12月17日以前に生まれ、平成24年9月1日までに品川区に転入届をし、引き続き3カ月以上区内に住所を有する方です。
住所に変更があった方については、次の表をご覧ください。

今回の選挙で投票できる方・できない方

		投票できます		
		今の住所の投票所で	前の住所の投票所で	
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方		○	○	
区内で転居した方	選挙人名簿に登録がある方	11月13日以前に転居届をした方	○	
		11月14日以後に転居届をした方	○	
品川区に転入した方	8月28日以前に転入届をし、引き続き住所を有する方		○	
	8月29日から9月1日までに転入届をし、引き続き住所を有する方		*1	
	9月2日以後に都内の前住所地から転入届をした方 (前住所地の選挙人名簿に登録がある場合)	前住所地を7月29日以前に転出した方	投票できません	
		前住所地を7月30日～8月15日に転出した方	△*2*3	
9月2日以後に都外から転入届をした方		○*3		
品川区から転出した方	8月28日以前に都内の新住所地に転入届をし、引き続き住所を有する方		投票できません	
	8月29日から9月1日までに都内の新住所地に転入届をし、引き続き住所を有する方		*4	
	9月2日以後に都内の新住所地に転入届をした方 (品川区の選挙人名簿に登録がある場合)	品川区を7月29日以前に転出した方	投票できません	
		品川区を7月30日～8月15日に転出した方	△*5*6	
都外へ転出した方		○*6		
平成4年12月18日以後に生まれた方		投票できません*7		
		投票できません		

※「転出」した日は、転出の届け出をした日ではなく、実際に異動した日です。

- *1 転出する前であれば、12月2日以降に品川区で期日前投票または選挙日当日の投票ができます。
- *2 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- *3 住所の移転は1回に限ります。投票には、品川区が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(住民票の写し)」(無料)が必要です。
- *4 投票できる場合がありますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。
- *5 投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。
- *6 住所の移転は1回に限ります。投票の際には、新住所地の区市町村が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(住民票の写し)」(無料)が必要です。
- *7 品川区の選挙人名簿に登録があり、11月30日以降に都外へ転出する方は、転出する前であれば期日前投票または選挙日当日の投票ができます。

期日前投票

選挙人名簿に登録があり、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで、投票日当日に投票所へ行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。投票の際には、ご自分の入場整理券をお持ちください。

場所	期間	時間
品川区役所 (第二庁舎6階261会議室)	11月30日(金)~12月15日(土)	午前8時30分~午後8時 ※土・日曜日にも受け付けます
地域センター(13カ所)*	12月9日(日)~15日(土)	

*地域センターの窓口では、平日の午後5時以降と土・日曜日は期日前投票の受け付けのみを行います。住民票の写しの発行などの通常業務は行いませんのでご注意ください。

不在者投票

●滞在先でする不在者投票

投票日に仕事や出産などで品川区外に滞在し、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めをお願いします。

●指定病院などでする不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院(所)中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームなどにお問い合わせください。

●郵便などによる不在者投票

○表1にあてはまる方は、自宅で投票用紙に候補者氏名を記入(自書)し、郵便や信書便などで投票することができます(投票用紙は必ず本人が記入します)。投票には、あらかじめ選挙管理委員会に申請・登録が必要です。

表1

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1~3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症~第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

○表1・表2ともにあてはまる方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」(選挙権を有する方)1人に代筆させることができます。

表2

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症~第2項症

代理投票・点字投票

体が不自由などのため、字を書くことができない方は、「代理投票」の方法で投票ができます。「代理投票」は、申し出により投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

目が不自由な方は、点字で投票できます。投票所には点字器を用意しています。

投票所入場整理券

世帯ごとに封書で送付します。

封筒には1人1枚ずつ世帯全員分の入場整理券が同封されています。投票の際には、入場整理券に記載されている投票所へ、自分の氏名が記載されている入場整理券をお持ちください。

万一、入場整理券を紛失しても、投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください。



<封筒>



<入場整理券>

選挙公報

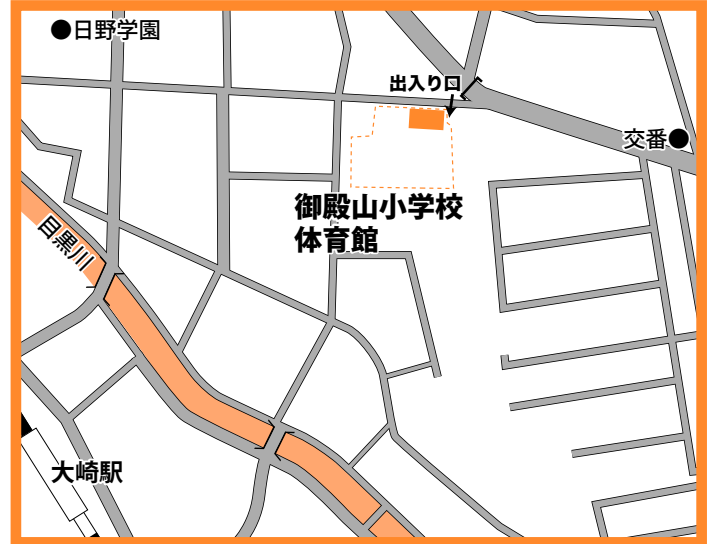
候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を発行します。

各家庭には、12月14日(金)頃までにお配りします。届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。期日前投票所(品川区役所、地域センター)には、12月4日(火)頃に備えますのでご利用ください。

投票場所の変更

○御殿山小学校(第1投票所)

学校周辺の工事により、出入り口が北側の1カ所になりました。



○浅間台小学校 → 都立品川特別支援学校(第6投票所)

浅間台小学校から都立品川特別支援学校へ投票所を変更します。投票場所は多目的室です。



○荏原第六中学校(第26投票所)

校舎耐震工事が終了したため、体育館が投票場所となります。

○清水台小学校(第29投票所)

新校舎の図書室が投票場所となります。

東京都知事選挙の情報をお知らせします

●品川区ホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

●投票率・開票速報は携帯電話からもご覧になれます

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/mb/>



●ケーブルテレビ品川(デジタル11チャンネル、デジアナ5チャンネル)

「区民チャンネル」では、12月16日(日)午後8時50分から開票状況などを中継します。

問い合わせ/ケーブルテレビ品川 ☎0570-550-470

●品川区テレホンガイド「知ッテル区ん」 ☎3777-7500

内容	コード番号	案内日
期日前投票	8330	12月15日(土)まで
投票率速報	8440	12月16日(日)から
開票速報	8550	

※操作方法の案内に従って「7」を押した後に4桁のコード番号を押してください。

12月16日(日)に行われる衆議院議員選挙などの選挙特集号は、12月3日(月)に発行する予定です。

問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845